

公益財団法人北海道消防協会弔慰見舞規程

昭和42年	6月12日制定
昭和53年	2月21日改正
昭和57年	8月26日改正
平成2年	4月1日改正
平成21年	2月23日改正
平成24年	4月1日改正

第1条 この規程は、公益財団法人北海道消防協会定款施行細則（以下「細則」という。）第6条の規定に基づき、正会員の弔慰見舞に關し必要な事項を定めるものとする。

第2条 細則第4条第1項第1号の死亡者（職務遂行中の受傷等が原因で死亡したものとす。）に対する弔慰金の支給は、30万円とする。また、殉難消防員慰靈祭を毎年実施するとともに消防殉職者遺族会の活動を支援する。

第3条 細則第4条第1項第2号の死亡者に対する香典の支給は、10万円とする。

第4条 細則第4条第1項第3号の重度障害者に対する見舞金の支給は、次の区分による。

（1）両眼の視力を失った者、両腕を失った者又は両足を失った者若しくは精神的又は肉体的にこれに準ずる重度障害の状態となった者に対しては、30万円とする。

（2）重度障害の程度が前号に至らない場合は、5万円とする。

第5条 細則第4条第1項第4号の傷痍見舞金の支給は、次の区分による。

（1）休業治療が10日以上30日以下の場合は、5千円とする。

（2）休業治療が31日以上60日以下の場合は、1万円とする。

（3）休業治療が61日以上の場合は、2万円とする。

2 前項の医療には、医師の指示による柔道整腹術の治療又はこれに準ずるものとす。

第6条 細則第4条第1項第5号の罹災見舞金の支給は、次の区分による。

（1）住宅の建物延面積の75%以上を焼損した場合は、30万円とする。

（2）住宅の建物延面積の45%以上75%未満を焼損した場合は、15万円とする。

（3）住宅の建物延面積の30%以上45%未満を焼損した場合は、10万円とする。

（4）住宅の建物延面積の15%以上30%未満を焼損した場合は、6万円とする。

（5）住宅の建物延面積の5%以上15%未満を焼損した場合は、4万円とする。

（6）住宅の建物延面積の5%未満を焼損した場合は、2万円とする。

（7）住宅が風水害により全壊又は全流失した場合は、10万円とする。

2 前項各号の罹災見舞金は、次に掲げる被災には支給しない。ただし、理事会において特に認めた場合はこの限りではない。

（1）正会員又はその家族の故意による被災

（2）地震又は噴火による被災

（3）戦争又は暴動その他事変による被災

第7条 第2条又は第3条の事実が発生したときは、消防職員の場合は所属する消防長及び消防団員の場合は所属する消防団長（以下「消防機関の長」という。）は、別記第1号様式「死亡報告書（消防職員・消防団員）」により速やかに報告するものとする。

- 2 前項の事実が第2条に該当する場合は、消防機関の長は、後日、別記第2号様式「公務中死亡事故発生報告書（消防職員・消防団員）」により報告するものとする。
- 3 会長は、消防機関の長の報告に基づき弔慰金、香典、弔花、弔電等の対応をするものとする。

第8条 消防機関の長は、第4条の事実が発生したときは別記第3号様式「公務中重度障害事故発生報告書（消防職員・消防団員）」、第5条の事実が発生したときは別記第4号様式「公務中休業治療事故発生報告書（消防職員・消防団員）」、第6条の事実が発生したときは、別記第5号様式「住宅被害発生報告書（消防職員・消防団員）」によりそれぞれ報告するものとする。

- 2 会長は、消防機関の長の報告に基づき見舞金を支給するものとする。

附 則

本規程は、昭和42年6月12日から施行する。

附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年8月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 財団法人北海道消防協会弔慰共済規程（昭和42年6月12日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。